

福岡県公報

平成二十一年十月二十六日
第三千三十一号
増刊
①

目次

教育委員会

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則 (教育庁企画調整課) ……………一
福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 (教育庁義務教育課) ……………四

教育委員会

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十月二十六日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第十二号

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

福岡県立高等学校学則(昭和三十一年福岡県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条)

番号	名称	課程	学科(入学定員)
1	福岡県立青豊高等学校	全日制	総合学科(三三〇)
2	福岡県立築上西高等学校	全日制	普通(一六〇)
3	福岡県立育徳館高等学校	定時制	生活デザイン(募集停止)
4	福岡県立苅田工業高等学校	全日制	電気(四〇)、機械(八〇)、情報技術(四〇)
5	福岡県立京都高等学校	全日制	普通(三三〇)

22	福岡県立八幡中央高等学校	全日制	普通(二八)
21	福岡県立八幡高等学校	全日制	普通(二四)、理数(八)
20	福岡県立若松商業高等学校	全日制	総合ビジネス(二二)、ビジネス情報(四)
19	福岡県立若松高等学校	定時制	普通(四)
18	福岡県立戸畑工業高等学校	全日制	建築(四)、 電気 情報技術 機械 二二
17	福岡県立ひびき高等学校	定時制	普通(二八)
16	福岡県立戸畑高等学校	全日制	普通(二四)
15	福岡県立小倉東高等学校	全日制	普通(二〇)
14	福岡県立北九州高等学校	全日制	普通(二四)
13	福岡県立小倉西高等学校	全日制	普通(二四)
12	福岡県立小倉工業高等学校	全日制	工業化学(四)、 電気 電子 八
11	福岡県立小倉高等学校	全日制	普通(三三)
10	福岡県立小倉商業高等学校	全日制	総合ビジネス(八〇)、国際ビジネス(八〇)、 ビジネス情報(四〇)、会計ビジネス(四〇)
9	福岡県立小倉南高等学校	定時制	普通(二二)
8	福岡県立門司大翔館高等学校	全日制	普通(二四)
7	福岡県立門司学園高等学校	全日制	普通(二〇〇)
6	福岡県立行橋高等学校	全日制	農業技術(四〇)、環境緑地(四〇)、総合 ビジネス(四〇)、生活デザイン(八〇)、 ビジネス情報(募集停止)
		定時制	普通(四)

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
〔作成〕 〒812-0041 福岡市博多区吉塚8丁目2番15号

福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3030)
株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)

41	福岡県立博多青松高等学校	通信制	普通(五)
40	福岡県立香椎工業高等学校	定時制	普通(二四)、情報科学(二二)
39	福岡県立香椎高等学校	全日制	電気(八)、電子機械(四)、工業化学(四)、機械(八)、情報技術(四)
38	福岡県立香住丘高等学校	全日制	普通(三三)、服飾デザイン(四)
37	福岡県立宇美商業高等学校	全日制	総合ビジネス(二二)、ビジネス情報(八)
36	福岡県立須恵高等学校	全日制	普通(三三〇)
35	福岡県立福岡魁誠高等学校	全日制	総合学科(二八)
34	福岡県立新宮高等学校	全日制	普通(三三〇)、理数(四)
33	福岡県立玄界高等学校	全日制	普通(三三六)
32	福岡県立水産高等学校	全日制	専攻科航海(一)、専攻科機関(一)、海洋(八)、食品流通(四)、アクアライフ(四)
31	福岡県立光陵高等学校	全日制	普通(三三一)
30	福岡県立宗像高等学校	全日制	普通(三三一)
29	福岡県立遠賀高等学校	全日制	普通(二二)、グリーンサイエンス(四)
28	福岡県立中間高等学校	全日制	普通(二四)
27	福岡県立折尾高等学校	全日制	総合ビジネス(八)、ビジネス情報(八)、生活デザイン(八)
26	福岡県立東筑高等学校	全日制	普通(三三六)
25	福岡県立北筑高等学校	全日制	普通(二八)、英語(四)
24	福岡県立八幡南高等学校	全日制	普通(二四)
23	福岡県立八幡工業高等学校	全日制	電気(四)、土木(四)、機械(一)、電子機械(二二)、材料技術(一)
		定時制	普通(八)
61	福岡県立小郡高等学校	全日制	普通(二八)
60	福岡県立糸島農業高等学校	全日制	科学(四〇)、生活科学(四〇)
59	福岡県立糸島高等学校	定時制	農業技術(四〇)、農業経済(四〇)、食品科学(四〇)
58	福岡県立筑紫高等学校	全日制	普通(三三一)
57	福岡県立武蔵台高等学校	全日制	普通(四〇)
56	福岡県立筑紫中央高等学校	定時制	普通(三三六)
55	福岡県立福岡農業高等学校	全日制	普通(四〇)
54	福岡県立大宰府高等学校	全日制	専攻科生物生産(二〇)、専攻科食品工学(二〇)
53	福岡県立春日高等学校	全日制	都市園芸(四〇)、環境活用(四〇)、食品科学(四〇)、生活デザイン(四〇)
52	福岡県立筑前高等学校	全日制	普通(三三一)、芸術(四)
51	福岡県立玄洋高等学校	全日制	普通(三三六)
50	福岡県立早良高等学校	全日制	普通(三三六)
49	福岡県立福岡講倫館高等学校	定時制	工業技術(四)
48	福岡県立福岡工業高等学校	全日制	総合学科(三三一)、工業技術(四)
47	福岡県立修猷館高等学校	全日制	機械工学(八〇)、情報工学(四〇)、電気工学(四〇)、電子工学(四〇)、環境化学(四〇)、染織デザイン(四〇)、建築(四〇)、都市工学(四〇)
46	福岡県立城南高等学校	全日制	普通(四四)
45	福岡県立福岡中央高等学校	全日制	普通(四)
44	福岡県立柏陵高等学校	全日制	普通(四〇)
43	福岡県立筑紫丘高等学校	全日制	普通(三三六)
42	福岡県立福岡高等学校	全日制	普通(四〇)、理数(四)

94	福岡県立鞍手竜徳高等学校	全日制	総合学科(二)
----	--------------	-----	---------

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県立高等学校学則の規定は、平成二十二年以降に入学する者から適用する。

福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十一年十月二十六日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第十二号

福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

第一条 福岡県立特別支援学校学則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

24	福岡県立古賀特別支援学校	知的障害	小学部 中学部 高等部 小学部 中学部	普通科	六年 三年 三年 六年 三年
	福岡県立古賀特別支援学校	病弱	小学部 中学部 高等部 小学部 中学部		六年 三年 三年 六年 三年

注 文書等に名称を表記する場合には、必要に応じて教育の対象とする障害種別を表す文言等を併記するものとする。

第二条 福岡県立特別支援学校学則の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第二条)

1	福岡県立築城特別支援学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	普通科	六年 三年 三年
---	--------------	------	-------------------	-----	----------------

11	福岡県立福岡高等視覚特別支援学校	視覚障害	高等部	普通科、保健療科、生活技能科	三年
10	福岡県立福岡視覚特別支援学校	視覚障害	小学部 幼稚部 中学部		三年以内 六年 三年
9	福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校	聴覚障害	高等部 専攻科	普通科 産業技術科、商業技術科、理容美容科	三年 二年
8	福岡県立福岡聴覚特別支援学校	聴覚障害	小学部 幼稚部 中学部		三年以内 三年 六年
7	福岡県立福岡養護学校 新光園分校	肢体不自由	小学部 中学部 高等部	普通科	六年 三年 三年
6	福岡県立福岡養護学校	肢体不自由	小学部 中学部 高等部	普通科	六年 三年 三年
5	福岡県立古賀特別支援学校	知的障害 病弱	小学部 中学部 高等部 小学部 中学部	普通科	六年 三年 三年 六年 三年
4	福岡県立特別支援学校「北九州高等学園」	知的障害	高等部	普通科	三年
3	福岡県立北九州視覚特別支援学校	視覚障害	小学部 幼稚部 中学部 高等部 専攻科	保健療科 理療科	三年以内 六年 三年 三年 三年
2	福岡県立小倉聴覚特別支援学校	聴覚障害	小学部 幼稚部 中学部	普通科	三年以内 六年 三年
		肢体不自由	小学部 中学部 高等部	普通科	六年 三年 三年

21	20	19	18	17	16		15	14	13	12	
福岡県立直方養護学校	福岡県立直方聾学校	福岡県立嘉穂特別支援学校	福岡県立川崎特別支援学校	福岡県立筑後特別支援学校	福岡県立柳河特別支援学校		福岡県立田主丸特別支援学校	福岡県立久留米聴覚特別支援学校	福岡県立小郡特別支援学校	福岡県立特別支援学校「福岡高等学園」	
知的障害	聴覚障害	知的障害	知的障害	知的障害	病弱 肢体不自由		肢体不自由	聴覚障害	知的障害	知的障害	
高等部 中学部 小学部	小学部 幼稚部	小学部 中学部	小学部 中学部	小学部 中学部 高等部	小学部 中学部 小学部 高等部 小学部 中学部 小学部 中学部 小学部 高等部		小学部 中学部 高等部	小学部 中学部 幼稚部	小学部 中学部 高等部	高等部	高等部 専攻科
普通科			普通科	普通科	普通科		普通科		普通科	普通科	理科 研修科 療育科、保健療育
三年 三年 六年	三年 六年 三年以内	三年 六年	三年 六年	三年 三年 六年	三年 三年 六年 三年 三年 六年 三年 六年		三年 三年 六年	三年 六年 三年以内	三年 三年 六年	三年	一年 三年

注 文書等に名称を表記する場合には、必要に応じて教育の対象とする障害種別を表す文言等を併記するものとする。

附則

この規則中第一条の規定は平成二十一年十一月一日から、第二条の規定は平成二十二年四月一日から施行する。